

第1章 計画の目的と位置づけ

1 計画策定・改定の目的

松浦市は、平成 18（2006）年 1 月に旧松浦市、福島町、鷹島町の 1 市 2 町が合併し、新しい松浦市（以下「本市」という。）となりました。

新市誕生に伴い、平成 14（2002）年に策定していた「松浦市都市計画マスタープラン」を平成 20（2008）年に改定し、「次代をはぐくむ 産業創造都市 まつうら」を都市計画マスタープランにおける将来像とするとともに、「産業振興であらたな活力を生み出すまちづくり」「自然と人のぬくもりに囲まれた住みよいまちづくり」を見据えて、各要素が連動したまちづくりに関する取組を進めてきました。

改定から 10 年以上が経過する中で、全国的には本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の更なる進展、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活様式の変化等、都市を取り巻く社会的な情勢は大きく変化しています。

本市は、こうした社会経済情勢の変化、本市の現状及び課題等に対応するため、令和 2（2020）年に「松浦市総合計画」を策定し、「育つ・つながる・根をおろす」を旗印とした基本理念のもと、持続可能なまちづくりを進めています。

また、国においては、人口減少局面でも持続可能な都市を構築するために、平成 26（2014）年 8 月の改正都市再生特別措置法において立地適正化計画制度を創設し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進しています。

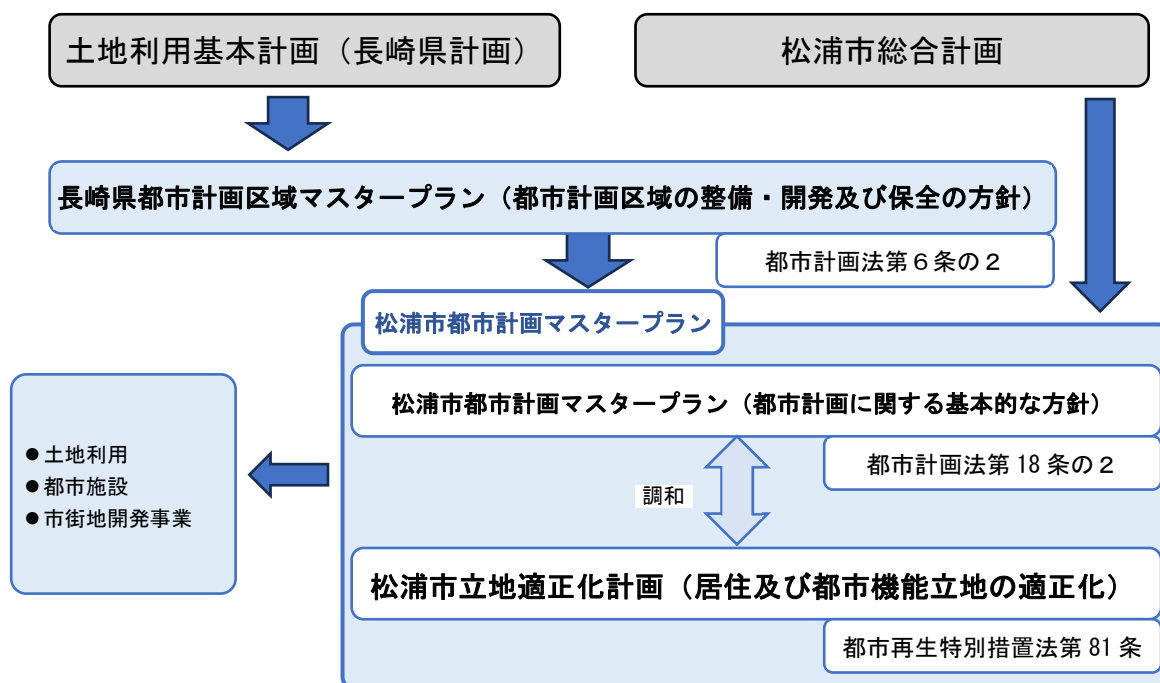
そのような状況を踏まえ、上位・関連計画と整合し、持続可能な都市構造へ転換するための計画に進化させることを目的として「松浦市都市計画マスタープラン」を改定し、立地適正化計画と一体化した総合的な都市計画マスタープランとしてとりまとめを行います。

2 計画の位置づけ

「松浦市都市計画マスタープラン」は、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025」や「松浦都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」、「松浦市総合計画」等の上位計画を踏まえて、都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）」として定めるものです。

「立地適正化計画」は、平成 26（2014）年に都市再生特別措置法第 81 条に定められ、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導、公共交通の充実等に関して、より具体的な施策を推進し、都市計画マスタープランと一体となってまちの将来像を実現するための重要な計画として位置づけるものです。

計画の位置づけ図



3 計画の目標年次

本計画の目標年次は、令和 7（2025）年度からおおむね 20 年後の令和 27（2045）年度とします。

ただし、都市計画マスタープランについてはおおむね 10 年ごと、立地適正化計画についてはおおむね 5 年ごとに見直しを行うものとします。なお、社会経済情勢の急激な変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

4 松浦市都市計画マスタープランの構成と考え方

松浦市都市計画マスタープランは、次に掲げる構成とします。

(1) 都市づくりの理念や計画の目標

－都市づくりの意味と都市に暮らし続けるための目標－

これからの都市づくりの方向を定めるに当たり、本市の歴史的な経緯、地理的な条件、社会構造等の諸要素を踏まえた上で、本市の現状と課題、都市づくりの基本的な理念や原則を整理し、基本目標を設定します。

(2) 全体構想

－目指すべき都市像とその実現のための主要課題に対応した整備方針－

全体構想では、都市の骨格となるエリアや都市軸を設定することで将来の都市構造を確立します。また、現状や課題に向けた視点を6つの分野に分け、主要課題に対応した方針を設定します。都市的土地利用や都市施設整備などの方針に加え、これらと密接な関連を有する交通体系の整備の考え方や、都市内の自然的環境の保全、その他の良好な都市環境の形成、都市景観形成等の方針を明らかにします。

(3) 地域別構想

－あるべき地域像、実施されるべき施策－

地域別構想においては、全体構想に示された整備の方針等を受け、地域ごとの特性や課題に応じ、誘導すべき建築物の用途・形態、整備すべき諸施設、円滑な都市交通の確保、緑地空間の保全・創出、空き地の確保、景観形成のため配慮すべき事項等の方針を明らかにします。

地域別構想の地域の設定は、地形等の自然的条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、日常生活上の交流の範囲等を考慮し、各地域像を描き施策を位置づける上で適切なまとまりのある地域整備を目指すものとします。

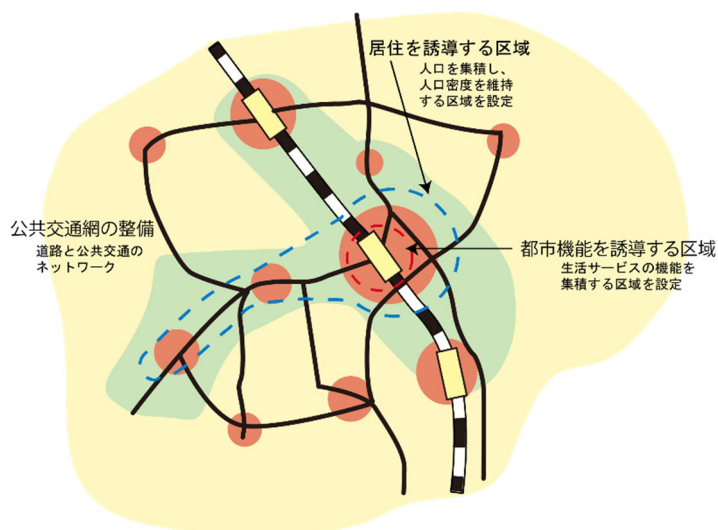
(4) 松浦市の都市づくりに向けた視点

－あたらしい時代に適合し、未来に受け継ぐ都市への考え方－

ア. コンパクト・プラス・ネットワーク

人口が減少に転じ、少子高齢化が進む地域社会の在り方といった観点から、立地適正化計画制度にも掲げられるコンパクトなまちづくりを進め、医療・福祉・商業等の都市機能・居住の集約やこれと連携した公共交通のネットワークについて考慮したコンパクト・プラス・ネットワークの視点で都市計画マスタープランを改定することとします。

コンパクト・プラス・ネットワーク



資料：立地適正化計画の意義と役割（国土交通省）資料を基に作成

イ. まちづくりとSDGsとの関係性

SDGsは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」です。人口減少や少子高齢化に伴う地域コミュニティの衰退、気候変動など様々な課題を抱える現代社会において、持続可能な都市の実現へ向けたSDGsの理念に沿ったまちづくりが重要となっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ウ. 自然災害に強い防災都市

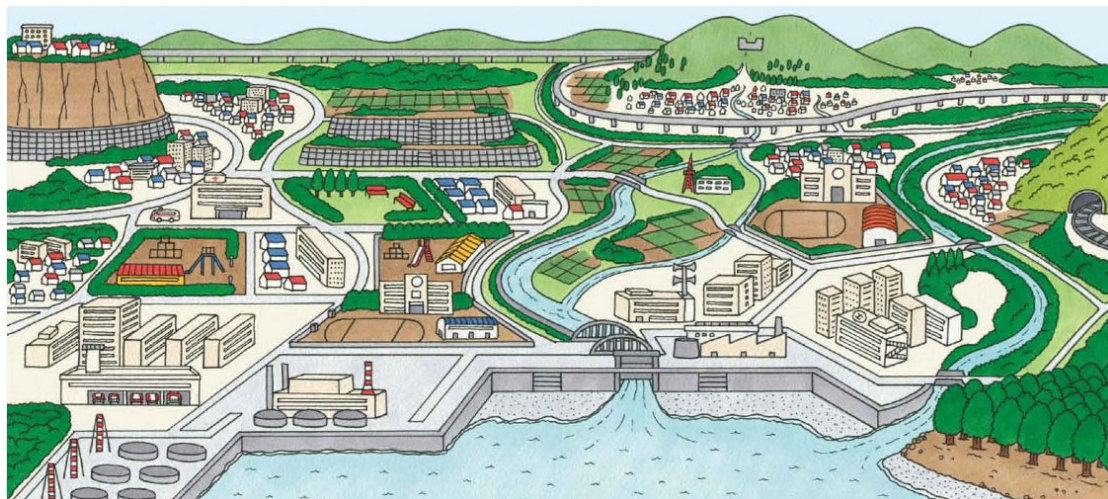
気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害への対応として、地域ごとに災害リスクを考慮した安全性の確保を図り、都市防災の視点から、将来のまちづくりを計画します。



SDGsの目標11は「住み続けられるまちづくりを」をテーマに、都市と人間の居住地を包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能にするという目標で、公共交通機関の拡充、文化遺産・自然環境の保全、災害に強い都市開発を目指すことにつながります。

近年自然災害が多発する我が国の現状を踏まえ、こうした都市防災への取組は重要なものとなっています。

防災まちづくりイメージ図



出典：学習教材「防災まちづくり・くにづくり」（内閣官房国土強靱化推進室）

エ. 超スマート社会（Society 5.0）

新型コロナウイルス感染症は地域経済や住民生活になお大きな影響を及ぼし、地方での生活への関心の高まりとともに、テレワークによる働き方の変化、子育てしやすい環境等への希望をかなえるニーズが増大しています。

スーパーシティ構想の Society 5.0 の推進など、地域におけるデジタル・トランスフォーメーションの活用による大都市圏から地方への人の流れを創り出すことになります。

地域における Society 5.0 の社会像を踏まえ、未来技術を活用した新たな社会システムづくりは、行政サービスの質向上や地域格差を克服することに繋がり、今後の都市づくりにおいて欠かすことのできない考え方の一つとなります。